

平成30年度 第1回

訪問介護看護パストーン24

介護医療連携推進会議 議事録

開催日時	平成31年2月7日(木) 14:00 ~ 15:00		
開催場所	パストーン浅間台 会議室		
サービス種類	地域密着型サービス (定期巡回随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護)		
参加者  6名	上尾市高齢介護課職員	■■	様
	浅間台区長	■■	様
	浅間台地区民生委員	■■	様
	利用者・利用者ご家族		(不在)
	訪問看護ステーション ふれあいあげお	■■	様
	パストーン24管理者	■■	
	計画作成責任者	■■	

定期巡回随時対応型訪問介護看護

登録者数 (2/1 現在)	男性 9名		女性 8名		合計 17名		
	要支援1 一名	要支援2 一名	要介護1 3名	要介護2 6名	要介護3 4名	要介護4 4名	要介護5 0名

夜間対応型訪問介護

登録者数 (2/1 現在)	男性 0名		女性 1名		合計 0名		
	要支援1 名	要支援2 名	要介護1 名	要介護2 名	要介護3 名	要介護4 1名	要介護5 名

1. 次第(資料①)

- (1) 開会・会議の目的の確認・サービス概要について(資料②③)
- (2) 出席者の自己紹介
- (3) 事業所のサービス状況・活動状況・利用状況報告(資料④)
- (4) 評価表について(資料⑤)
- (5) 意見交換・質疑応答(参考資料:埼玉県サービス事業所情報)
- (6) 閉会

## 2. 内容（改めて参考資料を使い、サービスの理解を深めた）

<p>事業報告・評価表について</p> <p>平成30年度及び29年度の利用状況の報告</p> <p>利用者数も増加し、範囲も広域になっている</p> <p>平成30年度後半は退院支援の依頼が多い。</p> <p>状況が改善し、生活も向上し、喜ばれている。</p> <p>短期の方もいるが、自宅にて最期を迎える方もいらっしやった。</p> <p>連携事業所として、介護・看護の両者が、役割分担し、同時にサービスするケースもある。</p> <p>評価表について</p> <p>事業開始後、3年経とうとしている。</p> <p>「利用者等の在宅生活の継続」「心身機能の維持回復」を実現している事例はある。</p> <p>それを事例としてまとめ、職員と話し合うことで、理念の創造、共有ができるものと考えている。</p> <p>介護保険のみで、在宅生活をより良いものにすることは難しく、地域と協働・インフォーマルサービスの活用により、よりよい環境を作り出せると考えている。</p> <p>地域アセスメントをすすめていくことで、地域包括ケアシステムの構築を推進できると考えている。</p>
---

### 意見交換、質疑応答

意見	① 良いサービスであり、利用者も増加している。 ② 地域とのつながり（見守りボランティアなど）をもって、支援してほしい。
質疑応答	① 広報はしないのか・ケアマネージャーもわかっていない方が多い。 → 現状、依頼受ける側の事業の体制が整っていない。 教育や働く環境改善を進めていく。 ② 上尾市で2か所であるが、事業所が増えることはないのか → （上尾市様より）公募し、随時申請可能であるが、申請する事業所はないのが、現状

## 3. その他特記事項

(今後の課題、職員の入退職・異動など自由に記載)
--------------------------

※公表方法【 ホームページ ・ 事業所内掲示 ・ その他（ ）】

平成31年2月11日 作成

日時：平成31年2月7日（木） 午後2時～

場所：パストーン浅間台 会議室

## 定期巡回随時対応型訪問介護看護

### 介護・医療連携推進会議

〈 平成30年度 第1回 〉

社会福祉法人 美鈴会  
訪問介護看護 パストーン24

#### 次第

1. 開会のあいさつ
2. 会議の目的の確認
3. 管理者挨拶
4. 自己紹介
5. 運営状況報告
7. 定期巡回随時対応サービス 評価表について
8. 質疑応答
9. 閉会のあいさつ

## 「介護・医療連携推進会議」

「介護・医療連携推進会議」とは、

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」の規定に基づき、地域密着型サービス事業者が自ら設置するもので、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質を確保し、地域との連携を図ることを目的としています

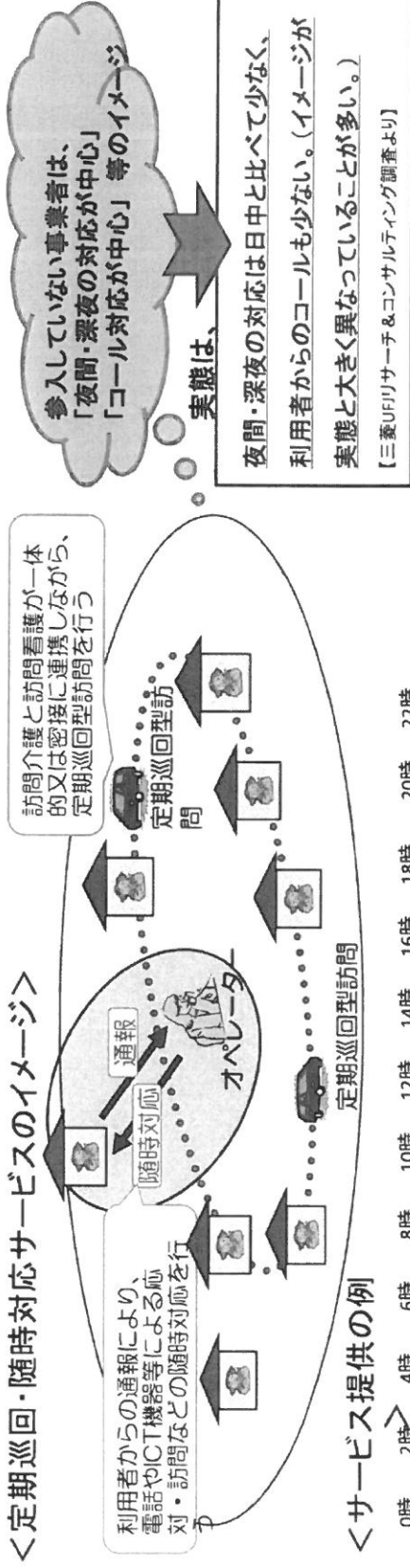
## 会議の内容（参考例）

- ・サービスの概要（利用者に関する事項、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの導入事例の紹介
- ・困難事例の報告
- ・利用者又は利用者家族からの要望
- ・地域から事業所への要望・質疑、または事業所から地域への要望・質疑

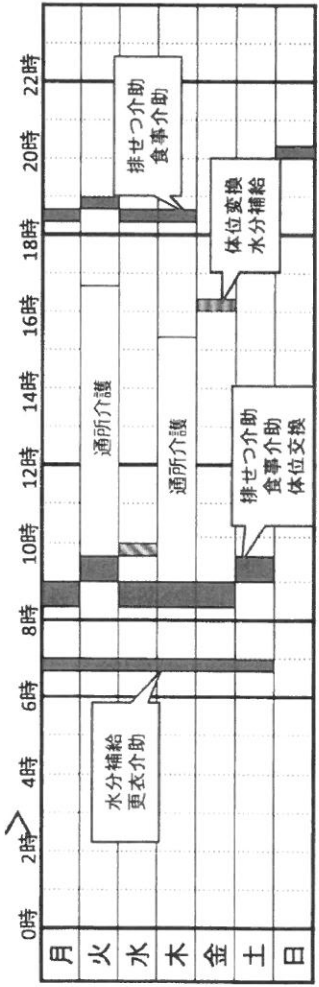
# 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているもの、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して医療と介護との連携が不足しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設(2012年4月)。

## ＜定期巡回・随時対応サービスのイメージ＞



## ＜サービス提供の例＞



## ＜参考＞

### 1. 第5期介護保険事業計画での実施見込み

平成24年度	平成25年度	平成26年度
189保険者 (0.6万人/日)	283保険者 (1.2万人/日)	329保険者 (1.7万人/日)

### 2. 社会保障と税の一体改革での今後の利用見込み

平成27年度	平成37年度
1万人/日	15万人/日

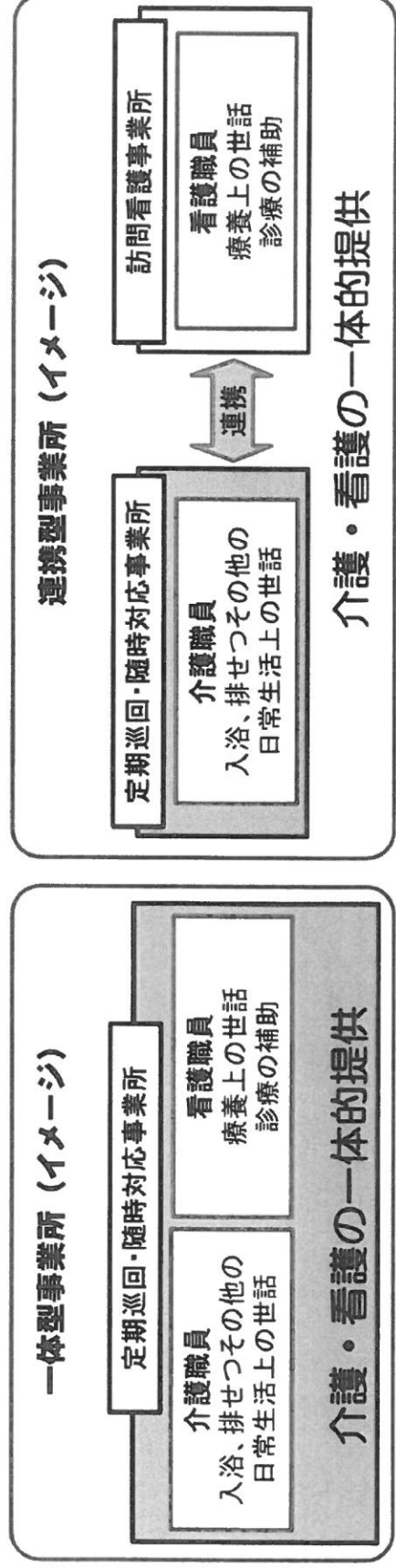
## 定期巡回・随時対応サービスの定義

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、次の二つの類型を定義。
  - ① 一つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する「一体型事業所」
  - ② 事業所が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型事業所」
- ⇒ 訪問看護（居宅での療養上の世話・診療の補助）は連携先の訪問看護事業所が提供
- いずれにおいても、医師の指示に基づく看護サービスが必要としない利用者が含まれる。

### 新介護保険法（平成24年4月1日施行分）

#### 第8条

- 15 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められた居宅要介護者についてのものに限る。
  - 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。



定期巡回随時対応型訪問介護 夜間対応型訪問介護 利用者状況表

平成30年度

No	開始年月日	介護度	性別	地区	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
定期巡回随時対応型訪問介護																	
1	H29.5.10	3	女	浅間台													転倒によるADL低下
2	H29.6.4	3	女	小敷谷													退院支援
3	H29.7.27	1	男	小泉										31			認知症による行動心理症状の悪化 → 入院
4	H29.9.2	4	男	浅間台													退院支援
5	H29.10.1	1	男	井戸木													緊急時の対応：訪問介護からの移行
6		3	男	弁財			25										転倒によるADL低下 → 入所
7	H29.12.1	1	女	小泉													緊急時の対応：家族介護の負担軽減
8	H29.12.27	4	女	浅間台													緊急時対応
9	H30.2.20	2	男	春日													転倒によるADL低下：家族介護の負担軽減
10	H30.4.7	1	男	小泉	7												内服管理
11		2	女	仲町		18	23										退院支援 → 入院
12	H30.6.6	2	女	柏座		6											ADL低下：訪問介護から移行
13	H30.6.20	1	男	上野		20				30		19					退院支援
14	H30.8.4	2	女	小泉					4								体調不良によるADL低下
15	H30.8.4	1	男	小敷谷					4								内服管理
16	H30.8.19	1	男	高士見					19								退院支援
17		4	男	弁財						1	9						体調不良によるADL低下 → 入院
18	H30.9.9	2	男	柏座						9							退院支援
19	H30.9.20	2	女	上						20							在宅復帰
20		2	男	小敷谷							9	12					退院支援 → 自宅にてご逝去
21	H30.11.13	1	男	西宮下								13			31		退院支援 → 訪問介護へ移行
22	H30.12.15	4	女	小泉									15				退院支援
23	H30.2.1		男	本町											1		病気の進行によるADL低下
夜間対応型訪問介護																	
1	H29.9.13	4	女	原市													転倒時の対応
2		4	女	小泉	1				31								緊急時の対応 → 入院
3		4	男	小敷谷							13	26					退院支援 → 自宅にてご逝去
4	H30.11.1	5	男	中分								1			31		転倒時の対応 → 入院

定期巡回・随時対応サービス 自己評価・外部評価 評価表

タイトル	項目番号	項目	実施状況				自己評価 コメント	外部評価コメント
			できて いる	ほぼ できて いる	とが 多 いて ない	い く ど も で き て い な い		
<b>I 構造評価 (Structure) [適切な事業運営]</b>								
<b>(1) 理念の明確化</b>								
サービスの特徴を踏まえた理念の明確化	1	当該サービスの特徴である「利用者等の在宅生活の継続」と「心身の機能の維持回復」を実現するため、事業所独自の理念を掲げている			●		事業三年目。実現している事例はある。経験の中から模索している。理念を掲げる準備中。	
<b>(2) 適切な人材の育成</b>								
専門技術の向上のための取り組み	2	管理者と職員は、当該サービスの特徴および事業所の理念について、その内容を十分に認識している		●				
	3	運営者は、専門技術(アセスメント、随時対応時のオペレーターの判断能力など)の向上のため、職員を育成するための具体的な仕組みの構築や、法人内外の研修を受ける機会等を確保している		●			職員会議・外部研修の参加 日頃のケアカンファレンスでの振り返り	
	4	管理者は、サービス提供時の職員の配置等を検討する際、職員の能力が最大限に発揮され、能力開発が促されるよう配慮している		●				
介護職・看護職間の相互理解を深めるための機会の確保	5	介護職・看護職の間で、利用者等の特性・状況に係る相互の理解・認識の共有のための機会が、十分に確保されている			●		計画作成責任者からの情報提供が主となっている。現在、現場での情報交換の場が増えている。今後に期待。	
<b>(3) 適切な組織体制の構築</b>								
組織マネジメントの取り組み	6	利用者等の特性に応じた柔軟なサービスを提供するため、最適且つ柔軟な人材配置(業務・シフトの工夫)を行っている		●				
介護・医療連携推進会議で得られた意見等の適切な反映	7	介護・医療連携推進会議を適時適切に開催すると共に、得られた要望、助言等(サービスの過少供給に対する指摘、改善案の提案等)を、サービスの提供等に適切に反映させている			●		今後の課題である	
<b>(4) 適切な情報提供・共有のための基盤整備</b>								
利用者等の状況に係る情報の随時更新・共有のための環境整備	8	利用者等の状況について、(個人情報管理に配慮した上で)必要に応じて関係者間で迅速に共有できるよう工夫されている		●				
<b>(5) 安全管理の徹底</b>								
職員の安全管理	9	サービス提供に係る職員の安全確保や災害時の緊急体制の構築等のため、事業所においてその具体的な対策が講じられている(交通安全、夜間訪問時の防犯対策、災害時対応等)		●				
利用者等に係る安全管理	10	事業所において、利用者等に係る個人情報の適切な取り扱いと保護についての具体的な工夫が講じられているとともに、管理者や職員において共有されている		●				
<b>II 過程評価 (Process)</b>								
<b>1. 利用者等の特性・変化に応じた専門的なサービス提供</b>								
<b>(1) 利用者等の状況把握及びアセスメントに基づく計画の作成</b>								
利用者等の24時間の暮らし全体に着目した、介護・看護両面からのアセスメントの実施	11	利用者等の一日の生活リズムに着目した、アセスメントが提案されている		●				
	12	介護・看護の両面からのアセスメントが適切に実施され、両者の共有、つき合わせ等が行われている		●				
利用者の心身の機能の維持回復や在宅生活の継続に軸足を置いた「未来志向型」の計画の作成	13	利用者の心身機能の維持回復に軸足を置いた計画の作成が志向されている		●				
	14	重度化しても医療依存度を高め過ぎないように、利用者の今後の変化を予測し、先を見越した適切なリスク管理を実現するための、「未来志向型」の計画の作成が志向されている		●				
<b>(2) 利用者等の状況変化への柔軟な対応と計画の見直し</b>								
計画上のサービス提供日時に限定されない、必要に応じた柔軟な定期巡回サービスの提供	15	計画上のサービス提供日時以外であっても、利用者等の状況に変化が生じた場合は、必要に応じて新たに定期巡回・随時対応サービスの提供日時を設定するなど、柔軟な運営に努めている		●			早期対応による早期回復 新たな希望の発見	
継続したモニタリングを通じた利用者等の状況変化の早期把握と、計画への適宜反映が行われている	16	サービス提供を通じた、継続的なモニタリングによる、利用者等の状況変化の早期把握と、計画への適宜反映が行われている		●				
<b>(3) 介護職・看護職の協働による一体的なサービスの提供</b>								
介護職と看護職の相互の専門性を生かした柔軟なサービスの提供	17	より効率的・効果的なサービス提供を実現するため、介護職、看護職のそれぞれの専門性を活かした役割分担が行われている		●				
看護職によるサービス提供に関する指導、助言	18	看護職から介護職に対し、疾病予防・病状の予測・心身の機能の維持回復などの観点から、指導、助言が行われている	●					
<b>(4) 利用者等との情報及び意識の共有</b>								





# 訪問介護看護 パストーン24

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	上尾市指定 第1191600152号
夜間対応型訪問介護	上尾市指定 第1191600152号

定期巡回サービス	<p>訪問介護員が定期的に利用者宅を巡回し介護サービスを提供します。</p> <p>(参考) 20分程度の身体介護を中心に、アセスメントに基づいて、1日に複数回、必要なサービスを提供します。</p>
随時対応サービス	<p>利用者・家族からの通報を受け、24時間オペレーター（専門職）が対応するサービスです。</p>
随時訪問サービス	<p>オペレーターからの要請を受け、随時利用者宅を訪問し、介護サービスを提供します。</p>
看護サービス	<p>アセスメント、モニタリング及び連携先の訪問看護事業所が定期的並びに随時状況に応じて看護サービスを行う。</p>

## ① 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

イ) 通信料	<p>利用者宅から事業所への通報に係る通信料及び通話により発生する通話料金については、利用者が実費分をご負担いただきます。</p>
ロ) モバイル端末	<p>サービス内容を記録するモバイル端末を設置させていただく際は、モバイル端末の充電にかかる費用をご負担いただきます。</p>